

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室

医療機関勤務環境評価センターの評価の早期受審の勧奨等について
(対応依頼)

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

各都道府県におかれましては、令和 6 年 4 月の医師の時間外・休日労働時間の上限規制の適用開始に向け、特定労務管理対象機関の指定（以下「指定」という。）の手續に係る準備を行うとともに、医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）等を通じて、管内の医療機関の医師の労働時間短縮や指定の申請に向けた取組等に係る支援に取り組まれていることと存じます。

この指定の手續に関連して、昨年 10 月に医療機関勤務環境評価センター（以下「評価センター」という。）の評価受審の申請受付を開始したところですが、医療機関からの評価センターへの評価受審の申請が、昨年末時点で数件に留まっており、このままの状況が続くと、特定の時期に評価受審の申請が集中することが想定されます。

評価センターでは必要な審査体制は整えているものの、特定の時期への申請の集中により、現時点で想定している事務処理期間（形式が整っている申請書類の受理後 4 ヶ月程度）内に審査を処理できなくなる可能性が懸念されており、場合によっては、各都道府県が令和 6 年 4 月の制度施行までに行うべき指定手續に支障が生じるおそれもあります。

このため、各都道府県におかれましては、指定の申請を予定している管下の医療機関に対し、可能な限り早期に評価センターの評価を受審していただくよう勧奨していただくとともに、勤改センター等を通じて評価の早期受審に向けた準備作業等の取組への支援をお願いします。

また、各都道府県の状況を把握するため、指定の申請を予定している医療機関一覧（特定労務管理対象機関（特例水準）の種類別、病院・有床診療所別）を 1 月 25 日（水）までに以下のアドレスまでメールで報告をお願いします（既に、管内の医療機関の状況を管理するリストを作成している場合には、当該リストの提供で可。また、既存資料がない等により、期限までの提出が難しい場合にはご一報ください。）。

お忙しい中恐縮ですが、御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

(照会先) 厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室
TEL 03-5253-1111 (内線 4408、4409)
平野、高橋
(回答先) hatarakikata01@mhlw.go.jp